

(様式第1号)

会議録 会議要旨

会議の名称	令和4年度第1回芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会
日時	令和4年7月28日(木) 午後1時30分～午後3時
場所	芦屋市役所分庁舎2階 会議室1・2
出席者	会長 木下 隆志 副会長 杉島 健文 委員 窪田 浩尚 杉江 東彦 川畑 香 井岡 祥一 金井 陽子 能瀬 仁美 川崎 俊子 杉本 陽子 嶋田 勝子 関村 英喜 本宮 隆徳 谷 仁 藤川 喜正 三芳 学 中嶋 順 中山 裕雅 欠席委員 小西 明美 西端 充志 山岸 吉広 事務局 障がい福祉課 田嶋 修 北村 惟子 木村 円香 関係課 地域福祉課 山川 尚佳 吉川 里香 子育て政策課 小川 智瑞子
事務局	障がい福祉課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者18人中18人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0 人（公開又は一部公開の場合に記入すること。）

1 会議次第

(1) 開会

開始時点で21人中18人の委員の出席により成立

(2) 委員委嘱

(3) 委員及び事務局の紹介 資料1

(4) 会長、副会長の選出

(5) 議事

ア 差別解消支援地域協議会におけるこれまでの取組について 資料3

イ 芦屋市共に暮らすまち条例関連施策の取組状況及び評価について 資料4

資料4-1 資料4-2 資料4-3

(6) その他

(7) 閉会

2 提出資料

(1) 資料1 令和4年度芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会委員名簿

(2) 資料2 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

(3) 資料3 差別解消支援地域協議会これまでの取組について

(4) 資料4 芦屋市共に暮らすまち条例関連施策の取組状況及び評価について

(5) 資料4-1 芦屋市共に暮らすまち条例関連施策の取組状況及び評価シート

(6) 資料4-2 政策形成過程への参画状況

(7) 資料4-3 差別解消支援地域協議会・団体評価シート

3 審議内容

(1) 差別解消支援地域協議会におけるこれまでの取組について

事務局より差別解消支援地域協議会におけるこれまでの取組について説明

(三芳委員)

資料3の最後のページについてですが、我々が運営しております「あしやねっと♪」という障がい福祉のポータルサイトにて、バリアフリーに関するページを設けています。開設当初には、皆様からご意見をいただき芦屋市内のバリアフリーの情報を載せていけば良いのではと思っていたのですが、なかなか情報が集まらずどうしたものかと考えているところです。現在は、障がいのある児童も利用しやすい公園の情報などを載せております。

また、先日高齢者の方から車椅子の方が行ける美容院についてお問い合わせがあり現在調査中ですし、某温泉施設で対応をしていただけるというお話も聞いておりますので、そのような情報を少しずつ載せていければと思っております。また、皆様から「このような情報を載せてほしい」というご要望がありましたら、ぜひご一報いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(木下会長)

今のような「あしやねっと♪」に掲載できる情報については、今後コラボレーションのような取組にしても良いと思いました。例えば、今後合理的配慮を提供している事業者様にステッカーを配付することになりますので、貼っていただいている事業所様の情報は「あしやねっと♪」に掲載するなどの取組はいいかもしれません。

(2) 芦屋市共に暮らすまち条例関連施策の取組状況及び評価について

事務局より芦屋市共に暮らすまち条例関連施策の取組状況及び評価について説明

(木下会長)

この取組内容は各所管における内部評価です。今回は、それぞれの取組内容と各所管の評価について、協議会の皆様と当事者団体の方からご意見をいただきたいと思っております。最終的には、障がい福祉分野の1番大きな附属機関である自立支援協議会で総合評価をしていただく仕組みになっています。このように、取り組んできたことを、内部でも外部でも、きちんと評価したいと思っておりますので、ぜひご意見をいただければと思っております。

事務局に確認したいのですが、今日も意見は出ると思いますが、後日ゆっくり資料を読み込んでから意見を述べたい方がいるかもしれないですよね。後ほど、意見シートが配られると思いますが、資料4-3を使って意見を出していただくことも可能ですか。

(事務局 田嶋)

可能です。

(木下会長)

後日、障がい福祉課に意見を伝えることも可能とのことですので、よろしく願いします。

初めてこの協議会にご参画された方は「この協議会では、毎回このような評価などの話し合いをしているのではないか」と思われるかもしれませんが、今回はこの条例を制定してから初めて評価をするため、このような話し合いの場を設けています。いつもは、例えば合理的配慮をしていただいたお店に配るステッカーをどのようなものにしようかなどを話し合っています。今日はこの評価をするため少し難しい議題が上がっておりますが、よろしく願いいたします。

では、皆様からご意見を頂戴してもよろしいでしょうか。「この評価はBではなくCか、またはAか」などのご意見でも構いません。

(杉江委員)

資料4-1①の12番、生涯学習課が所管課の「各種講座・教室の開催」について、「芦屋市人権教育推進協議会」という協議会名が出てきますが、こちらはどのような会議体なのでしょう。

(事務局 田嶋)

芦屋市人権教育推進協議会は、生涯学習課が所管する附属機関であると思います。活動内容は深く把握している訳ではございませんので、申し訳ございません。

(杉江委員)

私自身が人権擁護委員をしているのですが、芦屋市人権教育推進協議会は先生の集まりだということを知ったことがあります。実際はどのような会議体なのかが分からなかったので質問させていただきました。

(井岡委員)

簡単にご説明しますと、芦屋市人権教育推進協議会は、芦屋市における人権を考える附属機関です。もちろん学校もそうですが、ほかにも保護者や様々な団体の方々にもご参画いただき、年に1度総会をした後、研修会を持ったり、実践発表をしたり、それぞれにおける取組、例えば学校では「人権教育に取り組んだ結果、どのような成果や課題があったのか」ということを、年に1回発表したりする中で、いろいろなご意見をいただくというものです。様々なグループに分かれて発表を行い、研修や発表を通じて芦屋の人権教育をよりよくしていくための会議体であると理解しております。

(杉江委員)

この協議会から、以前スクールソーシャルワーカーの研修などをされていた記憶があります。

(井岡委員)

それだけに限らず、その時の課題に応じたテーマで研修会を行います。内容によって講師をお招きすることもありますので、もしかしたらそれがスクールソーシャルワーカーの研修だったのかもしれません。

(金井委員)

資料は後ほど落ち着いてゆっくり読みたいと思いますので、意見は後日まとめて出したいと思います。

私は障がい者団体から出席していますので、その立場として感じたこと、団体にはろうあの方、視覚障がいの方、肢体不自由の方とか、それぞれに様々な障がいのある方がいらっしゃる団体から来ていますので、それぞれの方にもこの資料を読んでいただいて意見をもらい、それを取りまとめて締め切りまでに事務局へ提出したいと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

(事務局 田嶋)

それで差し支えありません。

(木下会長)

それではよろしく申し上げます。

(関村委員)

資料4-1②の15番の「取組内容(計画)」で、「合理的配慮の提供を行う店舗等にステッカー等を配布する」と記載されていますが、特定の店舗に配るのであれば、「配布」の「布」を「付」に修正したほうがいいのではと思います。

また、同資料の27番の「取組内容(計画)」で、「パンフレット等を配付し条例の周知を行

う」と記載されていますが、この「配付」の「付」は「布」に修正したほうがいいではないかと思いましたが。

(事務局 田嶋)

ご指摘ありがとうございます。そのように修正いたします。

(〇〇)

資料4-1②の8番に、「特別支援教育コーディネーター」と「合理的配慮コーディネーター」という言葉が記載されていますが、このコーディネーターはどのような方々かを教えていただければと思います。このコーディネーターには何か資格が必要なのでしょうか。

(事務局 田嶋)

「合理的配慮コーディネーター」については詳しく存じ上げないのですが、「特別支援教育コーディネーター」は学校の先生のうち特別支援教育の担当の方で、障がいのある生徒が進路などに悩んだ場合などに相談に乗ってくださったり、一緒に学校の見学に行っていたりなど、学校などと調整を行う役割を担っていると聞いております。

(中山委員)

資料4-1②の33番の「119番等の緊急通報受信体制の整備」について、整備済みということで「A」と評価していますが、他の取組を見ますと、パンフレットの作成などいろいろな取組をしても「B」と評価していたり、計画どおり実施したということで「B」と評価していたりしますので、「A」と「B」の評価基準の違いに違和感があります。自立支援協議会としての評価は、そこを整理した上で最終的な評価としなければならないと思いました。

また、同資料の32番で、ノンステップバスへの補助や実績がなかったということで「D」と評価していると思いますが、実際はバスの老朽化で入れ替えのときに補助を受けることとなりますので、タイミングによっては補助がない年もありますし、あるいはこのときは別の補助の制度を使って、結果的にはノンステップバスに入れ替わったということもあると思います。「ノンステップバスの普及率」という指標を基準にして評価すれば、台数としては結構な数が入れ替わっていますので、場合によれば、「A」あるいは「B」と評価しても良いと思います。評価は各所管課で実施しておりその方法には当然ばらつきが出ると思いますので、整理をしたほうが良いと思います。

(木下会長)

この辺りは実情が分からないというところもあるのではと思いますが、今、ご説明をお聞きするとその通りかと思えます。バスの導入の時期によるということや、その下の「Net119」というものも整備はできていても、例えば、普及や啓発の観点からはいかがかという視点からも評価できるかと思えますので、行政側の評価の仕方についてもご検討いただければと思います。

(杉江委員)

評価基準についてですが、取り組んだことと取り組んだ効果の評価が横並びになっていることが問題だと思います。計画どおり執行したことと、執行したことによる効果は別だと思います。必ずしも全部取り組んだから効果があるとは限らないと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局 田嶋)

行政側のこういった施策に対する評価についてですが、例えば、障がい福祉課の取組は、かなりの項目があったかと思えます。その中でも所管としてはできていると思いつつも少しやり残した部分があったり、「100%啓発できたのか」と考えたりすると、「A」評価はしづらく「B」と評価することもあります。ただ、今年度「B」と評価することによって、次年度、今年度に足りなかった部分については今後の課題として設定し、『B』の評価を『A』の評価に上げるために何が足りなかったのか」を考えて取組を進めるという意味で、「B」と評価し

たところがほとんどだと思います。「やり切った」という気持ちはあったとしても、「まだそれは100%じゃない」「引き続き取り組んでいく」という意味合いで「B」と評価することが多いと思います。

(杉江委員)

効果だけではなく、そのような気持ちの部分も含まれていると理解しておきます。

(木下会長)

計画どおり遂行することについては恐らく数値化できると思います。「100やります」と計画を立てた結果100だったか50だったかということは遂行レベルでの評価ですが、「実際にそれをやったことが効果的であったのかどうか」ということはまた違う評価になると思います。本当にそのとおりだと思います。ただ逆に、効果はなかったのにも関わらず「100やったから評価は『A』です」と言われると、それは違うと思います。確かに、「数量的にできたかどうか」ということと「効果が本当にあったのかどうか」ということを2段階で評価すると一番精緻な評価になるとは思いますが、今回は、各所管課にもお願いしてこのように評価していただいたので、今回はこれで進めさせていただき、今後評価の方法についても検討することにしたと思います。

時間も押してきましたので、あとは事務局から説明があったとおり書面でご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(3) その他について

事務局よりその他について説明

(木下会長)

最後に副会長から一言いただいて終わりたいと思います。

(杉島副会長)

皆様、長時間お疲れ様でした。今回の資料を拝見していると、障がいのある人のためにいろいろな施策があるということを知ることができまして、私としても非常に勉強になりました。先ほど話題に上りましたコーディネーターのお話も然りですし、Twitterで自立支援協議会の方が宣伝をしていらっしゃるということも初めて知りましたので、早速フォローをさせていただきます。今後ともこのような評価を通じて、また皆様のご意見をお聞きできればと思います。ありがとうございました。

(木下会長)

では、以上をもちまして終了したいと思います。本日はありがとうございました。

以 上